

デイサービス ゆかり 運営規程
【地域密着型通所介護・通所介護相当サービス】

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 安心生活介護研究所が開設するデイサービス ゆかり（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業および通所介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者に対して、適正な指定地域密着型通所介護を、また通所介護相当サービス事業にあっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護相当サービス事業を提供することを目的とする。

(指定地域密着型通所介護事業運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、相模原市、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う
- 8 相模原市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月1日相模原市市条例第12号）

(通所介護相当サービス事業運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者である要支援者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
- 3 通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者へ情報の提供を行う

- 4 相模原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の規定に遵守する。

(事業所の名称等)

第4条 地域密着型通所介護事業および通所介護相当サービス事業を行う

事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------------------|
| a 名 称 | デイサービス ゆかり |
| b 所 在 地 | 神奈川県相模原市南区相南4丁目1番10号 |
| c 事業単位 | 1単位 |
| d 定 員 | 通所介護と通所介護相当サービス事業
合わせて13人 |

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|--|
| a 管理者（常勤兼務 1人） | 管理者は、事業計画の作成、事業所の従業者の管理及び業務の管理を総括する。 |
| b 生活相談員（常勤兼務 1人 非常勤兼務 2人 非常勤専従 1人） | 生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。 |
| c 看護職員（非常勤兼務 2人） | 看護職員は、利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護（食事介助・入浴介助等も含む）を行う。 |
| d 介護職員（常勤専従 1人 非常勤専従 3人 非常勤兼務 2人） | 介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助・援助を行う。 |
| e 機能訓練指導員（非常勤兼務 3人） | 機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。 |

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| a 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。（祝日は営業する）
ただし12月29日から1月3日までは除くものとする。 |
| b 営業時間 | 8時30分から17時30分までとする。 |
| c サービス提供時間 | 9時30分から16時40分までとする。 |

(サービス提供の留意事項)

第7条 指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の留意事項は次のとおりとする。

- | |
|---|
| a 指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供に当たっては次条1項に規定する地域密着型通所介護計画並びに通所介護相当サービス事業の地域密着型通所介護計画書並びに通所介護相当サービス支援計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で援助を行う。 |
|---|

b 指定地域密着型通所介護従業者並びに通所介護相当サービス事業従業者は、指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

c 指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

d 指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(地域密着型通所介護サービス計画及び通所介護相当サービス事業支援計画の作成)

第8条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向ならびにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画並びに通所介護相当サービス支援計画書を作成するものとする。

2 管理者は、上記の計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をするものとする。

3 通所地域密着型通所介護計画並びに通所介護相当サービス支援計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 地域密着型通所介護従業者並びに通所介護相当サービス事業従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画並びに通所介護相当サービス支援計画書等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

(指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の利用料及びその他の費用の額)

第9条 指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の利用料は、厚生労働大臣または相模原市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、原則として負担割合証に記載の通り基本利用料の1割、2割または3割の額となる。*利用料金表を別紙とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる支払いを受けることができるものとする。

a 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に関する費用
サービス提供地域を越える場合には別料金となる。公共交通機関を利用する場合は実費 車を使用する場合は1kmあたり30円を徴収する。

b 食費 1食当たり 800円（消費税は徴収しない）

c オムツ代 実費

d 利用者の希望によってその他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、相模原市南区
(大野台、北里、若松、上鶴間本町を除く)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

- 2 利用に当たって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応変の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害等対策)

第14条 事業所は、災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出訓練を行うとともに、関係行政機関及び市消防局等と連携し、災害に備え、体制を整えることとする。

- 2 防火管理者を選任し定期的に消防用設備を点検するものとする。
- 3 防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画をたてるものとし、この計画に基づき毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 4 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。
- 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

第16条 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

2 運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係者等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第20条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業所は、市町村が行う文書の提出、提示の求め、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導または助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村から求めがあった場合には、その改善の内容を当該市町村に報告する。
- 5 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、指導または助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告する。

(個人情報保護)

第21条 事業所は、事務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、介護サービスの提供以外の目的では原則使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものし、業務体制を整備する。

- a 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- b 定期研修等 年6回以上
- 2 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定地域密着型通所介護並びに通所介護相当サービス事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社安心生活介護研究所と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日改訂する。

この規程は、平成28年4月1日改訂する。

この規程は、平成29年1月31日改訂する。

この規程は、平成30年4月1日改訂する。

この規程は、平成30年11月1日改訂する。

この規程は、令和2年10月1日改訂する。

この規程は、令和3年4月1日改訂する。

この規程は、令和3年4月1日（2）改訂する。

この規程は、令和6年4月1日改訂する。